

要望事項 (優先順位 4)

外国人による不動産取得に関して、違法民泊等による環境破壊や迷惑行為の防止対策再要望

要 旨

外国人による住居目的以外の取得は、違法民泊としての使用や空き家のままで使用されない等、人の出入りがよくわからず不審なことがあります。迷惑行為に繋がることもあるため、違法民泊の取り締まりの強化を要望します。

過去の現地確認後、根本的な解決には至っておらず、生活習慣の違い等からトラブルが起きており、地域住民に負担が強いられている現状です。

外国人に対して営業許可を行う際には慎重に対応していただくとともに、違法な民泊に対しては厳正な対応を求めます。また、民泊営業への適正な監視や指導をしていただくとともに、周辺町内会等への助言や連携を密にし、地域の不安解消に努めてください。

**回 答
(保健福祉局)**

本市におきましては、地域住民の生活環境を脅かす違法「民泊」を断じて許さないという決意の下、法律の範囲内という限界ぎりぎりに挑戦した全国一厳しい条例を制定するなど本市独自ルールに基づき、全庁を挙げて徹底した「民泊」対策を進めています。

違法「民泊」については、根絶に向けた取組を進めてきた結果、無許可営業の疑いがあるとして通報があった全ての施設を営業中止等に至らしめました。(令和4年7月末時点)

違法・不適正な「民泊」の通報等につきましては、全国に先駆けて設置した「民泊通報・相談窓口」において具体的にお伺いさせていただき、直ちに状況を確認のうえ、不適正な運営が確認された場合は、是正するよう営業者等に必要な指導を行っております。

営業許可に当たって、日本国内に住所を有しない方が営業を行おうとする場合には、日本国内に住所を有する者を代理人として選任しなければならない旨本市条例で独自に定めており、日本国内に住所を有しない方であっても、しっかりと連絡が取れる体制を整備するよう義務付けております。

また、地域住民の「民泊」に係る不安や様々なお困りごとに対しては、医療衛生センター職員が相談に応じ、現地に赴き調査を行うほか、平成30年度からは、専門知識を有するアドバイザーによる適切な助言等により、地域住民と事業者の間で円滑な話し合いや協定書の締結等がなされるよう、「民泊」に係る地域住民の支援事業」を実施しております。

引き続き、地域住民の主体的なまちづくりを促進するため、地域住民と事業者の調和の確保に向けた取組をしっかりと進めてまいります。